

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年1月20日～2022年1月26日)

令和4年(2022年)1月28日

H E A D L I N E S									
<p>政治</p> <p>欧州委員会がポーランドへ最高裁判所規律部に関する罰金の支払いに係る通知を送付 下院におけるポーランド市民に対する監視に関する調査委員会の設置を巡る動き 新型コロナウイルス感染症第5波対策に関する首相と保健大臣の記者会見 大統領夫人と「市民連合」(KO)議員との教育法改正案に関する会談 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談 ヤブウォンスキ外務次官のEU外相会合出席 ドゥダ大統領と欧米首脳との電話会談 ポーランドの欧州合同軍加盟</p>									
<p>治安等</p> <p>スパイウェア「ペガサス」を巡る動向</p>									
<p>経済</p> <p>主要労働組合及び雇用主団体、ワクチン接種の義務化を要請 ドゥダ大統領、インフレ対策パッケージ2.0の付加価値税(VAT)減税法案に署名 賃金上昇に関する専門家の見方 外国人労働者の動向 2021年12月の失業率 ロシア・ウクライナ関係に対するビジネス界の懸念 米ウエスティングハウス社、ポーランドにおける原発建設に向け協定を締結 トウルフ炭鉱を巡る動向</p>									
<p>大使館からのお知らせ</p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>									
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>									
政					治				
内					政				

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 又は 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

欧州委員会がポーランドへ最高裁判所規律部に関する罰金の支払いに係る通知を送付【20日】

20日、欧州委員会は、ポーランドに対し、最高裁判所規律部に関する欧州司法裁判所(ECJ)の判決

不履行に関する罰金の支払いを求める通知を送付した。欧州委員会は、12月22日付けの書簡に対するポーランドからの回答を分析した結果、ポーランドが2021年7月14日付けのECJ判決を履行したという証拠を示していないという結論に至ったという。今回の通知で支払いが求められている総額は、6,900万ユーロとなる。

下院におけるポーランド市民に対する監視に関する調査委員会の設置を巡る動き【20日、25日】

20日、クキス「クキス'15」党首は、もし「法と正義」(PiS)が下院におけるポーランド市民に対する監視に関する調査委員会の設置を求める動議の採決を遅らせるようなことがあれば、今後はPiSと投票行動を共にすることはないと警告した。同党首は、2005年から2021年にかけて行われた監視について、下院で調査委員会を立ち上げることを求めている。25日、「市民連合」(KO)、「ポーランド2050」、「左派」、「農民党」(PSL)は、クキス党首と協議し、同調査委員会の設置を要請する決議に署名した。さらに、野党は、条件付きで同党首が同調査委員会の議長を務めることに同意した。

新型コロナウイルス感染症第5波対策に関する首相

と保健大臣の記者会見【21日】

21日、モラヴィエツキ首相とニエジェルスキ保健大臣は、記者会見を開き、新型コロナウイルス感染症オミクロン株による第5波の到来を受けた新たな国内措置について発表した。具体的には、病床数を4万床に拡充し、必要に応じて6万床まで引き上げ、さらに要すれば全ての病院で同感染症患者を受け入れるようになる。また、1月27日から、薬局で抗原検査を無料で受けることが可能となる。さらに、60歳以上の高齢者は、感染が確認された場合、48時間以内に自宅において対面式でかかりつけ医による診断を受けられるようになる。なお、1月25日以降、隔離期間が7日に短縮された。

大統領夫人と「市民連合」(KO)議員との教育法改正案に関する会談【24日】

24日、コルンハウゼル＝ドゥダ大統領夫人は、「市民連合」(KO)の議員4名と会談し、教育法改正案について話し合った。議員らによると、会談は非常に充実したものとなり、同大統領夫人は4名の議員が表明した同改正案に対する疑念を共有したという。今週、ドゥダ大統領は、チャルネク教育・科学大臣と協議する予定であり、同大統領夫人は、協議に出席出来るよう試みると宣言したとみられている。

外交・安全保障

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談【20日－21日】

20日から21日にかけて、ドゥダ大統領とポーランドを訪問したゼレンスキー・ウクライナ大統領との会談がヴィスワで行われた。同会談では、地域の安全保障とロシアによる脅威について話し合われた。また、両大統領は、NATOやポーランドが現在議長国を努めるOSCEなどの国際的な場における最近の出来事について議論した。さらに、両大統領は、二国間関係における最も重要な問題についても議論した。

ヤブウォンスキ外務次官のEU外相会合出席【24日】

24日、ヤブウォンスキ外務次官は、ブリュッセルで開催されたEU外相会合に出席した。同会合の主要な議題は、欧州の安全保障状況、特にロシアのウクライナに対する攻撃的な行動がエスカレートする脅威についてであり、これはビデオ会議形式でブリンケン米務長官の参加も得て議論された。その他、シリア、リビア、サヘル諸国の情勢やその他の直近の問題についても議論された。ウクライナ情勢について、同次官は、事態の進展については想定される種々様々なシナリオを考慮に入れるべきであるが、EUの信頼性を維持するためには、制裁の必然性、厳しさ、そして即時実施を可能とすることが不可欠であると強調し、EUの対ウクライナ支援を早急に拡大

し、それがウクライナの耐久力の強化に繋がるようにすることを訴えた。

ドゥダ大統領と欧米首脳との電話会談【24日】

24日、ドゥダ大統領は、バイデン米大統領、マクロン仏大統領、ショルツ独首相、ドラギ伊首相、ジョンソン英首相、ストルテンベルグNATO事務総長、フォン・デア・ライエン欧州委員長及びミシェル欧州理事会議長とオンライン形式で会談した。ドゥダ大統領は、同会談の後で、「話題は多岐にわたり、ウクライナ情勢だけでなく、ロシア軍の動向に関連したNATO東側の状況などについて議論した。最も肝要なのは、最重要のパートナーに関しては、NATOの結束を語るができるということである。誰も、ウクライナやその他の同盟国に対する連帯を崩す者はいない。」と述べ、近日中、おそらくは金曜日(28日)に、国家安全保障会議を招集すると付言した。

ポーランドの欧州合同軍加盟【24日】

24日、ポーランドは正式に欧州合同軍構成国となり、フランスのストラスブールで行われた歓迎式典にブワシュチャク国防大臣が出席した。

11カ国で構成される欧州合同軍は、最大6万人の兵士を指揮することの出来る即応性の高い部隊であり、EU や NATO、国連による人道支援や災害救難、平和維持活動といった任務に従事する。

治 安 等

スパイウェア「ペガサス」を巡る動向【25日】

Citizen Lab は、政治社会運動「アグロウニア」の代表を務めるミハウ・コウォジェイチャク氏とポータルサイト「Special Services」のトマシュ・シュフェイギェルト副編集長のスマートフォンに対してスパイウェア「ペ

ガサス」が使われていたと発表した。コウォジェイチャク氏のスマートフォンは2019年に数回、シュフェイギェルト副編集長のスマートフォンは2019年3～6月に21回ハッキングされたという。

経 済

経済政策

主要労働組合及び雇用主団体、ワクチン接種の義務化を要請【20日】

20日、9つの主要労働組合及び雇用主団体は、ポーランドの人々に対して無料のワクチン接種の機会を活用するよう呼びかけると共に、政府に対して医療上の制約の無い全ての人々を対象としたワクチン接種の義務化を求める共同アピールを発表した。同アピールは、EU全体では約77%がワクチン接種済みであるのに対し、ポーランドでは約54%に留まっており、死亡者数や重症患者数を効果的に制限する上では不十分であると指摘し、感染対策に最も

効果的な手段はワクチン接種であると呼びかけている。

ドゥダ大統領、インフレ対策パッケージ2.0の付加価値税(VAT)減税法案に署名【26日】

26日、ドゥダ大統領は、第2弾となるインフレ対策パッケージ「Anti-Inflation Shield 2.0」の付加価値税(VAT)減税法案に署名した。これにより、2022年2月1日から7月31日まで、一部の基礎的な食品や肥料、燃料、ガス等のVATが引き下げられる。同減税により、約116億ズロチの歳入減が見込まれる。

マクロ経済動向・統計

賃金上昇に関する専門家の見方【21日】

中央統計局(GUS)によると、2021年12月の企業部門の平均月額賃金は6,644.39ズロチで、対前年同月比11.2%増となった。複数の経済専門家は、同月の賃金の高騰を受け、賃金・物価スパイラルに陥る可能性を懸念している。ポーランド経済研究所(PIE)の専門家は、ポーランド経済への脅威は深刻で、賃金・物価スパイラルに陥るリスクに直面しているとし、従業員は賃上げを要求し、より良い条件の働き口を探し始めるであろうと指摘する。Pekao 銀行の専門家も同様の見解を示している。

長期、短期、季節労働等を含め、約300万件という記録的な数の労働許可証が発給されたという。同年に発給された季節労働許可証は40万件以上で、対前年比10万件以上増加した。現在、ポーランドには約200万人の移民労働者がいると見られる。それでも労働力は不足しており、調査に協力した雇用主の95%が雇用を増加させる予定と回答した。

2021年12月の失業率【26日】

中央統計局(GUS)によれば、2021年12月の失業率は5.4%(対前月比同)で、12月末の登録済み失業者数は89万5,200人となった(11月末時点では89万8,800人)。

外国人労働者の動向【26日】

報道によると、2021年には外国人労働者向けに、

ポーランド産業動向

ロシア・ウクライナ関係に対するビジネス界の懸念【24日】

ロシア軍によるウクライナ侵攻が行われた場合、石油・ガス価格の高騰、原材料の供給や投資、貿易が制約されるとして、ポーランド企業から懸念の声が上がっている。ウクライナには数千社のポーランド企業進出しており、投資総額は約10億ズロチとなっている。ポーランドの国営石油ガス会社 PGNiG はガスの探鉱及び採掘権へのアクセスを失う可能性があり、冶金、電気機械、化学、食品・農業部門が特に影響

を受けると見られる。また、大規模なウクライナ人難民の流入も見込まれる。更に、西側の対ロシア制裁及びそれに対するロシアの対抗措置により、ロシアとの経済関係にも影響が生じる見込みで、ロシアからの輸入が大半を占める石炭(75%)、石油(65%)、ガス(55%)の供給減や価格高騰が生じる可能性がある。専門家は、ポーランドは備蓄や代替ルートからの輸入により対応が可能であるが、それは短期的措置であると指摘する。

エネルギー・環境

米ウエスティングハウス社、ポーランドにおける原発建設に向け協定を締結【21日】

21日、米国のウエスティングハウス社は、ポーランド企業10社との間で、ポーランドの原子力開発計画(PPEJ)の一環として、AP1000原子炉6基の建設に向けた協力合意に署名した。ウエスティングハウス・エレクトリック・ポーランド社のコヴァリクCEOは、世界各地における同社の原子力技術への投資の経験を活かし、ポーランドのエネルギー政策の目標達成を支援する用意があるとし、気候変動対策の実施と同時にポーランド経済のエネルギー需要を満たす最高の技術を提供すると述べた。PPEJにおいて、ポーランドは6基の原子炉の建設を計画しており、初号機は1～1.6GWで2033年の運転開始を目指している。ポーランドは米国との間で政府間合意を締結しており、ウエスティングハウス社の他に Bechtel社も今年提案を提出する予定である。また、2021年10月にフランスの国営電力会社(EDF)は、ポーランド国内に設備容量6.6～9.9GWの原子力発電所を4～6基建設する提案をポーランド政府に提出した。韓国の国営エネルギー企業(KHNP)も、2022年3月末までに総設備容量8.4GWの APR1400

原子炉6基の建設に関する提案を提出予定としている。

トゥルフ炭鉱を巡る動向【26日】

欧州委員会によると、トゥルフ炭鉱の操業を停止していないことに対する罰金について、ポーランドからの支払いは未だなされていない。当初から、ポーランドは、冬期に近隣世帯への電力供給が停止してしまうとして、同鉱山の閉鎖は不可能との立場を維持している。こうした状況を踏まえ、欧州委員会は近々送金予定であったポーランドへのEU基金の割当分から当該罰金を差し引くことを決定した。同罰金の累計額は1,500万ユーロに上り、これに支払い遅延による利息3万ユーロが更に加算される見込みである。ポーランド・チェコ間の合意案の交渉状況については、両者の要求に齟齬が生じており、チェコ側が5,000万ユーロの補償を求めているのに対し、ポーランド側は4,000万ユーロを提示している。また、チェコ側が10年間の監査期間を要請しているのに対し、ポーランド側は2年としたいとの意向である。フィアラ・チェコ首相は、合意が締結されれば、欧州司法裁判所(ECJ)への提訴を取り下げるとしている。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取るようになっております。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっております。マスク着用義務を履行しない者に対する取締りが行われる可能性もありますので、ご注意ください。

ポーランド入国に際しては、新型コロナワクチンの接種証明の提示や「旅行者位置カード」への提出などが求められるところ、詳細な情報についてはポーランド外務省や国境警備隊をご確認いただくほか、当館HPにおいても仮訳を掲載しております。ただし、日本国政府は、ポーランドに対する感染症危険情報レベル3(渡航中止勧告)を発出しておりますので、ご注意ください。また、日本時間12月26日午前0時以降、ポーランドから日本に入国・帰国する全ての方は、検疫所長が指定する場所で3日間待機いただき、入国後3日目に改めて検査を受けていただくこととなりますので、ご注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、ご来館の際には所定の衛生条件に従っていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展【2021年11月25日(木)～2022年3月13日(日)】

国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」にて、展覧会「集団と個の狭間でー1950年代から60年代の日本前衛美術」展が開催されています。戦後日本の前衛美術(アバンギャルド)を紹介する展覧会です。入場は有料です。

主催: 国立芸術ギャラリー「ザヘンタ」

開催場所: ワルシャワ市、Zachęta - Narodowa Galeria Sztuki (plac Stanisława Małachowskiego 3)

詳細: <https://zacheta.art.pl/pl/wystawy/awangarda-japonska>

【開催中】 展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」【2021年12月15日(水)～2022年5月3日(火)】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「隈研吾展 実験・素材・建築」が開催されています。隈研吾氏の建築作品等を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: クラクフ市、Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kengo-kuma>

【予定】 日本・ポーランドの書道・グラフィック展覧会「Motus」【2022年1月21日(金)～2022年2月12日(土)】

ワルシャワのアートギャラリー「Lukka」にて、日本・ポーランドのアーティストによる書道・グラフィック展覧会「Motus」が開催されます。入場は無料です。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)